

公募型プロポーザルに係る手続開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。なお、本業務に係る契約の締結は、当該業務に係る令和7年度予算が成立し、予算の配当がなされることを条件とするものです。

令和6年10月11日

世 田 谷 区

1 業務概要

(1) 件名

世田谷区立中学校への外国人英語指導補助員の派遣（単価契約）

(2) 業務内容

区立中学校での外国語活動における外国人英語指導補助員の派遣

(3) 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする（予定）。令和8年度、令和9年度についても、本事業に係る予算配当があること及び前年度の履行が良好であることを条件に、双方協議の上、引き続き同一の事業者と随意契約を締結できることとする。

(4) 募集区分

「世田谷区立中学校への外国人英語指導補助員の派遣（単価契約）」
（区立中学校29校）

2 参加資格

(1) 世田谷区の競争入札参加資格を有すること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当しないものであること及び同条第2項による措置を現に受けていないこと。

(3) 世田谷区から指名停止を受けている期間中でないこと。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て若しくは民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがされていないこと。

(5) 都道府県民税、市町村民税に滞納がないこと。

(6) 令和元年度以降、官公庁より外国人英語教育指導等業務を受託した契約実績が延べ20件以上あること。または、令和元年度以降、東京23区内の

官公庁より外国人英語教育指導等業務を受託した契約実績が1件以上あること。

- (7) 一般労働者派遣事業の許可を受けていること（参加表明書の提出時に一般労働者派遣事業許可証の写しを提出すること）。
- (8) 世田谷区立小・中学校における外国人指導補助員の派遣に係る事業者選定委員会委員が主宰、役員、顧問及び所属をしている団体でないこと。

3 提案書の提出者を選定するための基準

本件では提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみを行う。

4 提案書を特定するための評価基準

- (1) 本派遣業務の趣旨を踏まえた提案書の内容になっているか
- (2) ALTの経歴等資質（有している資格、実務経験年数等）について、本事業の目的を達成するために十分であるか
- (3) ALTの採用方法・採用基準について、本事業の目的を達成するために十分であるか
- (4) 派遣業務のサポート体制（ALTの配置計画、労務管理、安全衛生管理、苦情対応におけるサポート体制等）について、各学校にとって十分な内容となっているか
- (5) 個人情報保護に関する考え方・体制が整備されているか
- (6) 派遣業務の開始準備に係る計画に実行性や具体性はあるか
- (7) ALTの派遣業務を円滑に行うために必要な次の業務について、区及び学校にとって十分な内容であるか
 - ア 国際理解教育・語学教育に関する企画、提案及び活動
 - イ 学校の外国語活動における外国語指導の企画及び提案
 - ウ 学校において使用する教材の開発、作成及び提供
 - エ 授業の反省、分析、評価と情報提供及び学習指導に関するノウハウの提供
 - オ 教授法、指導案作成に関する支援及び情報提供
 - カ 効果的な授業実践に関する支援及び情報提供
 - キ ALTが休暇、欠勤、遅刻等するときの報告及び代替ALTの派遣対応
 - ク ALTの能力向上のための研修等の実施
 - ケ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律に係る諸手続きの支援及び情報の提供
- (8) 外国人英語教育指導等業務に係る受託実績等
- (9) 経営の財政状況
- (10) 受託経費見積りの妥当性

5 手続等

(1) 担当部課

〒154-8504 東京都世田谷区世田谷4丁目21番27号
世田谷区教育委員会事務局教育指導課（東棟6階603番窓口）
電話 03-5432-2707 ファクシミリ 03-5432-3041

(2) 提案条件説明書の交付期間、場所及び方法

ア 期間 令和6年10月11日（金）から令和6年10月25日（金）
までの土・日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時まで。

イ 方法 提案条件説明書は、区ホームページに掲載する。希望者に無償
交付する。

(3) 参加表明書の提出期限、場所及び方法

ア 提出期間 上記（2）アに同じ。

イ 提出場所 上記（1）に同じ。

ウ 提出方法 持参又は郵送（締切日必着、簡易書留に限る）による。

(4) 提案書の提出期限、場所及び方法

ア 提出期限 令和6年11月27日（水）午後5時まで。

イ 提出場所 上記（1）に同じ。

ウ 提出方法 持参又は郵送（締切日必着、簡易書留に限る）による。

6 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金は免除する。

(3) 契約時に契約書の作成を要する。

(4) 関連情報を入手するための照会窓口は、上記5（1）に同じとする。

(5) 本提案にかかる一切の費用については、すべて提案者の負担とする。

(6) 事業者からの提出物は返却しない。

(7) 区が必要と認める場合は、追加資料を求めることができる。

(8) 区は、特別な理由により審査の経過を秘匿する場合を除き、プロポーザル
方式の透明性・公正性を確保する観点から、この案件に参加を表明した者
及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査
経過等）を公表することができる。

(9) 詳細は、提案条件説明書による。

(10) 本プロポーザルは、事業者の選定のみを目的とし、提案書の内容に区は
拘束されない。

(11) 本案件は、世田谷区公契約条例の定める労働報酬下限額の対象である。

詳細は世田谷区ホームページ（[労働報酬下限額 | 世田谷区ホームページ
\(setagaya.lg.jp\)](https://setagaya.lg.jp)）を参照すること。